



所 管	医療福祉部子育て支援課		
担 当	加藤 友美	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 273)

報 道 機 関 各 位

出産子育て応援事業について

市では、多子世帯への経済的負担の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援し、少子化対策につなげるため、第3子以降の出産に対し祝金を支給する事業を開始します。これは、県による第2子以降出産祝金に加え、市独自で行うものです。この事業費を6月補正予算に計上しましたので、お知らせします。

記

1. 第2子以降出産祝金支給事業（県事業）
 - (1) 支給額 対象児童1人当たり10万円の現金
 - (2) 対象児童
 - ①人数 138人（令和4年度出生数230人×60%）
 - ②条件
 - ・令和5年4月1日以降に出生した児童
 - ・父または母に養育される実子
 - (3) 支給対象者
 - ・令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母又はその配偶者で、対象児童の出生日にその子と同一の住所を有する者
 - ・第2子以降の出生日に、対象児童以外の児童（18歳に到達してから最初の3月31日までの者）を養育している者
2. 第3子以降出産子育て応援給付金事業（市事業）
 - (1) 支給額 対象児童1人当たり10万円の現金
 - (2) 対象児童
 - ①人数 51人（令和4年度出生数230人×22%）
 - ②条件
 - ・令和5年4月1日以降に出生した児童
 - ・父または母に養育される実子



(3) 支給対象者

- ・ 令和5年4月1日以降に第3子以降の子を出産した母又はその配偶者で、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過している者
 - ・ 第3子以降の出生日に、対象児童以外の児童（18歳に到達してから最初の3月31日までの者）を養育している者
- ※対象児童の出生日に市内に住所を有する期間が1年を経過していない場合は、経過後に申請可能

3. 申請と給付の方法

(1) 申請

① 4月から7月出生児童分の申請

市から送付された申請書に記入し、郵送などで提出いただきます。

② 8月以降出生児童分の申請

子ども医療費受給申請の際に、申請書を提出いただきます。

(2) 給付

申請受付後、指定口座へ振り込みます。

4. 事業費（6月補正予算）

歳入 13,897千円（岐阜県第2子以降出産祝金支給事業費補助金）
5,147千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

歳出 19,044千円（出産子育て応援給付金事業）
給付金 18,900千円（対象児童 138人×10万円、51人×10万円）
事務費 144千円（郵便料、消耗品）

5. 国、県、市の出産に係る支給額

	第1子	第2子	第3子以降
国	10万円	10万円	10万円
県		10万円	10万円
市			10万円
合計	10万円	20万円	30万円

※国の祝金は出産子育て応援給付の妊娠届出後に5万円、出生届出後に5万円の合計